



県 章

三重県公報

令和5年4月28日（金）

第 408 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号) (題 名) (担当) (頁)

人 事 委 規 則

三重県人事委員会規則15-0（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則 （人 事 委 員 会） 2

告 示

- 300 包括外部監査契約を締結した旨 （総 務 課） 3
- 301 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による指定病院の指定 （健康推進課） 3
- 302 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による応急入院指定病院の指定 （同） 4
- 303 生活保護法の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出 （地域福祉課） 4
- 304 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定介護機関からの当該事業の廃止の届出 （同） 4
- 305 雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示 （雇用経済総務課） 5
- 306 大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要 （中小企業・サービス産業振興課） 5
- 307 証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出 （出 納 局） 5
- 308 地方自治法施行令第158条第1項の規定による物品売払代金の収納事務の委託 （教育委員会） 5
- 309 地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託 （警 察 本 部） 6

公 安 委 告 示

- 14 技能検定審査及び教習指導員審査の実施 （公 安 委 員 会） 6

監 査 委 員 公 表

- 4 監査結果の公表 （監 査 委 員） 7

公 告

- 農用地利用配分計画の認可 （担 手 支 援 課） 14
- 土地改良区役員の退任及び就任の届出 （農 地 調 整 課） 14
- 同件 （同） 15
- 土地改良事業計画の変更認可 （同） 15
- 基本測量が終了した旨の通知 （公 共 用 地 課） 16
- 公共測量が終了した旨の通知 （同） 16
- 同件 （同） 16
- 同件 （同） 16
- 同件 （同） 17
- 開発行為に関する工事の完了 （建 築 開 発 課） 17

特 定 調 達 公 告

- 落札者を決定した旨 （広 聴 広 報 課） 17

人事委規則

三重県人事委員会は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）及び職員の退職管理に関する条例（平成二十八年三重県条例第一号）の規定に基づき、三重県人事委員会規則一五〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年四月二十八日
三重県人事委員会委員長 降 旗 道 男
三重県人事委員会規則一五〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を改正する規則
三重県人事委員会規則一五〇（職員の退職管理に関する規則）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前												
（内部組織の長に準ずる職） 第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる組織におけるそれぞれ同表の下欄に定める職とする。 <table><tr><th>組織</th><th>職</th></tr><tr><td>知事部局</td><td>会計管理者、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）<u>第四条第二項から第四項</u>まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の二に規定する職</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	組織	職	知事部局	会計管理者、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号） <u>第四条第二項から第四項</u> まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の二に規定する職	（略）	（略）	（内部組織の長に準ずる職） 第六条 法第三十八条の二第四項の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であつて人事委員会規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる組織におけるそれぞれ同表の下欄に定める職とする。 <table><tr><th>組織</th><th>職</th></tr><tr><td>知事部局</td><td>会計管理者、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号）<u>第四条第三項から第五項</u>まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の二及び第十八条の<u>三</u>に規定する職</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>	組織	職	知事部局	会計管理者、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号） <u>第四条第三項から第五項</u> まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の二及び第十八条の <u>三</u> に規定する職	（略）	（略）
組織	職												
知事部局	会計管理者、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号） <u>第四条第二項から第四項</u> まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の二に規定する職												
（略）	（略）												
組織	職												
知事部局	会計管理者、三重県行政組織規則（平成十四年三重県規則第三十五号） <u>第四条第三項から第五項</u> まで及び第五条に規定する組織の長並びに同規則第十八条の二及び第十八条の <u>三</u> に規定する職												
（略）	（略）												

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和五年四月一日から適用する。
- 2 三重県人事委員会規則七〇（職員の定年の引上げ等に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 （職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 1（略） 17 管理職職員（職員の退職管理に関する条例（平成二十八年三重県条例第一号）第三条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員をいう。次項において同じ。）であつた者が、令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項までの規定により職員として採用された場合においては、	附 則 （職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置） 1（略） 17 管理職職員（職員の退職管理に関する条例（平成二十八年三重県条例第一号）第三条に規定する管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員をいう。次項において同じ。）であつた者が、令和三年改正地公法附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項までの規定により職員として採用された場合においては、

第十七条の規定による改正後の当該者に対する職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号の適用については、「第二十一条の四第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。 18 ～ 22 （略）	第十六条の規定による改正後の当該者に対する職員の退職管理に関する規則第二十三条第二号の適用については、「第二十一条の四第一項」とあるのは「第二十一条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項から第四項まで、第六条第一項若しくは第二項若しくは第七条第一項から第四項まで」とする。 18 ～ 22 （略）
---	---

告 示

三重県告示第 300 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 5 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 神谷 研
住所 愛知県碧南市鷺塚町 5 丁目 23 番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

三重県告示第 301 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 19 条の 8 の規定により、次のとおり指定病院を指定しました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定病院の名称	所在地	指定期間	指定病床数
多度あやめ病院	桑名市多度町大字柚井 1702	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	20 床
北勢病院	いなべ市北勢町麻生田 1525	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	20 床
大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	30 床
総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	30 床
水沢病院	四日市市水沢町 638-3	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	20 床
鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町 589-2	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	30 床
鈴鹿さくら病院	鈴鹿市中富田町中谷 518	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	10 床
久居病院	津市戸木町 5043	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	20 床
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	30 床
南勢病院	松阪市山室町 2275	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	20 床
信貴山病院分院上野病院	伊賀市四十九町 2888	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	30 床
熊野病院	熊野市久生屋町 868	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで	30 床

三重県告示第 302 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 33 条の 7 第 1 項の規定により、次のとおり応急入院指定病院を指定しました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定病院の名称	所在地	指定期間
多度あやめ病院	桑名市多度町大字柚井 1702	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
大仲さつき病院	員弁郡東員町穴太 2000	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
総合心療センターひなが	四日市市大字日永 5039	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
鈴鹿厚生病院	鈴鹿市岸岡町 589-2	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
三重県立こころの医療センター	津市城山 1-12-1	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
独立行政法人国立病院機構 榑原病院	津市榑原町 777	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
久居病院	津市戸木町 5043	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
南勢病院	松阪市山室町 2275	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
一般財団法人信貴山病院分院 上野病院	伊賀市四十九町 2888	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
熊野病院	熊野市久生屋町 868	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 303 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
おだいに薬局	伊賀市下柘植字寺之後 999-5	居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 25 日
おだいに薬局	伊賀市下柘植字寺之後 999-5	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 25 日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 27 日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 27 日
特別養護老人ホーム 笑美の里	津市美杉町八知 729 番地の 1	介護老人福祉施設	令和 5 年 3 月 31 日

三重県告示第 304 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定介護機関の名称	所在地	事業（サービス）の種類	廃止年月日
おだいに薬局	伊賀市下柘植字寺之後 999-5	居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 25 日
おだいに薬局	伊賀市下柘植字寺之後 999-5	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 25 日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 27 日
ファーマライズ薬局伊勢店	伊勢市宮町 1-3-11	介護予防居宅療養管理指導	令和 5 年 2 月 27 日
特別養護老人ホーム 笑美の里	津市美杉町八知 729 番地の 1	介護老人福祉施設	令和 5 年 3 月 31 日

三重県告示第 305 号

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

雇用経済部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

雇用経済部関係補助金等交付要綱（平成 24 年三重県告示第 250 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(6)の表に次のように加える。

13	三重県中小企業支援ネットワーク推進事業費補助金	「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を利用している中小企業・小規模企業が順調に借入を返済し、事業を発展的に継続できるよう、経営改善を支援する。	経営改善コーディネーターによる支援に要する経費	別に定める。	別に定める。
----	-------------------------	--	-------------------------	--------	--------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の雇用経済部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 306 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により明和町から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ぎゅーとら ラブリー明和店・ジップドラッグ有爾中店
多気郡明和町養村 207 番地 ほか
- 明和町から聴取した意見
意見なし
- 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 4 月 28 日から同年 5 月 29 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 307 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社三十三銀行	津駅前支店	津市羽所町 388 番地津三交ビルディング 1 階	津市大門 34 番 12 号(津支店内)	令和 5 年 5 月 29 日

三重県告示第 308 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、三重県立相可高等学校の花の苗等に係る物品売払代金の収納事務を次のとおり委託しました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 委託先
三重県多気郡多気町丹生 4337

株式会社 川原製茶

2 委託の期間

令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

三重県告示第309号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、パーキング・メーター及びパーキング・チケット作動手数料の収納事務を次のとおり委託しました。

令和5年4月28日

三重県知事 一 見 勝 之

1 委託先

津市高茶屋四丁目48番8号
一般財団法人三重県交通安全協会

2 委託の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

公 安 委 告 示

三重県公安委員会告示第14号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

令和5年4月28日

三重県公安委員会委員長 長 江 正

1 審査の種類及び実施期日等

(1) 技能検定員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和5年6月22日（木）	令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和5年6月9日（金）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和5年6月7日（水）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和5年7月27日（木） 及び同月28日（金）	令和5年7月10日（月）から同月14日（金）までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和5年6月21日（水）	令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和5年6月15日（木）	令和5年5月29日（月）から同年6月2日（金）までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和5年6月6日（火）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
8	けん 牽引免許	令和5年6月21日（水）	令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和5年6月8日（木）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和5年6月8日（木）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和5年6月8日（木）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間

(2) 教習指導員審査

	審査種別	審査実施日	申請受付期間
1	大型自動車免許	令和5年6月22日（木）	令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
2	中型自動車免許	令和5年6月9日（金）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
3	準中型自動車免許	令和5年6月7日（水）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
4	普通自動車免許	令和5年6月12日（月）から同月14日（水）	令和5年5月29日（月）から同年6月2日（金）までの午前9時から午後5時までの間
5	大型特殊自動車免許	令和5年6月21日（水）	令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
6	大型自動二輪車免許	令和5年6月15日（木）	令和5年5月29日（月）から同年6月2日（金）までの午前9時から午後5時までの間
7	普通自動二輪車免許	令和5年6月6日（火）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
8	牽引免許	令和5年6月21日（水）	令和5年6月5日（月）から同月9日（金）までの午前9時から午後5時までの間
9	大型自動車第二種免許	令和5年6月8日（木）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
10	中型自動車第二種免許	令和5年6月8日（木）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間
11	普通自動車第二種免許	令和5年6月8日（木）	令和5年5月22日（月）から同月26日（金）までの午前9時から午後5時までの間

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地

三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課

3 申請手続

申請書は、各審査種別の申請受付期間内に、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係において配布します。申請書の記載方法、添付書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

4 問合せ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター運転免許試験課教習所指導係（電話 059-229-1212 音声ガイダンスに沿って番号を押下してください。）へ問い合わせてください。

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定により次のとおり公表します。

令和5年4月28日

三重県監査委員	伊	藤	隆
三重県監査委員	東		豊
三重県監査委員	廣	耕	太 郎
三重県監査委員	伊	賀	恵

第 1 監査の請求

1 監査請求のあった日 令和 5 年 2 月 20 日

2 請 求 人 住所 津市寿町 7-50 (みえ労連内)

氏名 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン 委員長 大原 敦子

第 2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

第 3 請求人の陳述等

令和 5 年 3 月 15 日、地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

第 4 監査の結果

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり通知した。

監 査 第 9 号
令和5年4月17日みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 大 原 敦 子 様

三重県監査委員	伊 藤	隆
三重県監査委員	東	豊
三重県監査委員	廣	耕太郎
三重県監査委員	伊 賀	恵

住民監査請求について

令和5年2月20日に提出された住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第2 監査の請求

令和5年2月20日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）の趣旨について、次のとおり理解した。

1 請求の要旨

- (1) 県立神戸高等学校長は、学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）である県立神戸高等学校の施設・敷地を、外部団体である「三重県高等学校文化連盟」（以下「県高文連」という。）が事務局及び駐車場として常時使用することを令和4年4月から現在に至るまで許可してきた。また、県立神戸高等学校教職員に係る人件費を県高文連のために使用することについても許可してきた。
- (2) 県高文連は学校の外部団体であり、県高文連事務局が担う業務は学校の教育活動の一環で行われる業務とは内容が異なる。したがって、学校教育の用途や目的には即しているとは言えず、行政財産である県立神戸高等学校の施設・敷地を県高文連に貸し出すことは不適當である。県立神戸高等学校の施設・敷地を事務局運営のために使用するのであれば、正規の手続を踏まえ、教育財産の使用許可を得た上で、使用料を徴収すべきである。
- (3) 県高文連は、事務局として使用している県立神戸高等学校内の一室の賃貸料金の支払を行っていない（なお、水道光熱費や通信費といった諸経費の支払も行っていない）。また、県高文連事務局では事務局長のほか、2名の職員を雇用し、業務を行っているとのことであった。しかし、県高文連事務局職員が県立神戸高等学校敷地を駐車場として恒常的に利用しても、県高文連からその駐車料金の支払は行われていない。これらの行為は、適法な手続を踏まない教育財産の目的外使用である。施設利用料・水道光熱費・通信費・駐車料金等の合計を月額12万円と仮定すると、本来徴収されるべき教育財産の使用料の未徴収により、年間144万円の損害を県に与えたことになる。
- (4) 県高文連事務局長は県立神戸高等学校教諭でもあるが、校務分掌として教務部に籍を置くものの、教務部の業務は担わず、県高文連の業務を担っている。しかし、県高文連は外部団体であり、その業務は校務にはなり得ない。当該教諭の給与・賞与の合計を年間700万円と仮定すると、年間350万円（担当授業時数が同教科の他教職員のおおよそ2分の1であるということから、年収の2分の1として算出した。）の損害を県に与えたことになる。県高文連で発生する人件費は県高文連が負担すべきものであり、教職員が県費で給与を得て県高文連の業務を行うことは不適切である。

- (5) 上記のように、県立神戸高等学校長の県高文連への利益供与により、年間数百万円にも上るとみられる損害を県に与えてしまっている。これは県費の不正な利用であり、是正が図られるべきであると考える。

2 請求の受理

本件請求については、地方自治法第 242 条所定の要件を形式的に具備していると認められたことから、令和 5 年 3 月 1 日に受理することを決定した。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求については、以下の点を監査対象事項とした。

- (1) 県高文連が当該学校施設等を使用する場合に、県高文連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるか否か。
- (2) 県高文連の業務を行っている県高文連の事務局長でもある教職員（以下「当該教職員」という。）に対して給与が支払われていることは、違法又は不当な公金の支出にあたるか否か。

2 監査対象部局

教育委員会事務局

3 監査対象部局に対する調査の実施等

令和 5 年 3 月 1 日、請求人に陳述の機会を 3 月 15 日に設けた旨連絡した。

令和 5 年 3 月 4 日、請求人から陳述を希望しない旨の文書が提出された。

令和 5 年 3 月 8 日、監査対象部局に対する調査を実施した。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査、関係書類の調査及び関係法令の照合等を総合すると、次の事実が認められる。

- (1) 県高文連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 県高文連事務局について

(ア) 設立目的及び事務局の設置場所

県高文連の設立目的は、三重県高等学校文化連盟規約（平成 23 年 4 月改定）第 2 条において、「高等学校における生徒の創造活動向上充実を図り、文化活動の健全な発展と文化・芸術の振興に資することを目的とする。」と規定されている。

同規約第 17 条において、「事務局は、会長指定の場所に置く。」と規定されており、現在、事務局は県立神戸高等学校内にある。

(イ) 業務内容

県高文連の主な業務内容は、全国高等学校総合文化祭及び近畿高等学校総合文化祭（以下「対象大会」という。）に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助の支払や引率教職員の旅費等の支払及びみえ高文祭の運営等である。

毎年度、県教育委員会から全国高等学校総合文化祭・近畿高等学校総合文化祭出場者補助金が交付されており、対象大会に出場する生徒の旅費等を補助している。

また、毎年度、対象大会に出場する生徒を引率する教職員等の旅費支給事務が県教育委員会から委託されている。

このほか、県内高等学校で教育活動の一環として行われている文化部活動の成果を発表する場である部門別県内大会の企画及び運営等を行っている。

(ウ) 光熱水費等の負担について

県高文連事務局に設置している外線電話、FAX 及びインターネットに係る通信

費については、県高文連が負担している。

一方、電気料、水道料、冷暖房費については、当該学校長は、県高文連事務局から徴収していない。

イ 学校教育活動のために学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについて

県高文連に学校の施設及び敷地を使用させる場合の取扱いについては、以下のとおりであった。

(ア) 部活動は、学校教育活動の一環とされており、県内高等学校の文化活動の発展を図る活動をしている県高文連業務において学校の施設及び敷地を使用する場合、行政財産の目的外使用に当たらないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続をしておらず、使用料の徴収もしていない。

(イ) 学校長は、学校の管理運営や生徒の安全確保等に十分配慮したうえで、学校の施設及び敷地の使用を認めている。

(ウ) 県高文連に学校の施設及び敷地を使用させる場合には、光熱水費等の徴収をしていない。その理由については、県高文連が当該学校施設等を使用することは、行政財産の目的外使用には当たらず、行政財産の目的外使用許可を要するものではないため、当該学校長が光熱水費等を徴収する必要はないとしている。

ウ 関係法令等について

(ア) 地方自治法

行政財産については、地方自治法第 238 条第 4 項において、普通地方公共団体に於いて公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいうと規定されている。

県立学校は、公の施設として設けられるものであり、これを構成する物的要素としての学校施設及びこれらの敷地は、同法第 238 条第 4 項にいう行政財産である。

また、行政財産の目的外使用については、同法第 238 条の 4 第 7 項に「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」と規定されている。

(イ) 教育規則

教育財産の管理は、教育規則第 1 条に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 21 条第 2 号に規定する財産の取得、管理及び処分については、地方自治法その他法令等の定めるところによる。」と規定されていることから、教育財産の目的外使用に当たる場合には、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の目的外使用許可が必要となる。

(ウ) 高等学校学習指導要領

部活動は、高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）総則第 6 款において、教育課程以外の学校教育活動として位置づけられており、学校教育活動の一環とされている。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 当該教職員の担当業務について

当該教職員は、県立神戸高等学校の教諭であり、数学の授業を週当たり 10 時間担当している。

また、当該教職員は、県高文連の事務局長でもあるため、県高文連業務として、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等の業務も行っている。

イ 県高文連の事務局長である教職員の業務の取扱いについて

県高文連の事務局長である教職員の業務の在籍校における取扱いについては、以下のとおりであった。

(ア) 在籍校の学校長は、校務全体を鑑みて授業時間数を決定しており、事務局長である教職員は、県高文連業務を担っていることから、教務主任、進路指導主事及び生徒指導主事等の業務を担当している教職員と同様に、その業務量を考慮して授業時間数を決定している。

(イ) 事務局長である教職員が行う県高文連業務は、県内外の対象大会に係る会議への出席及び県内高等学校の部活動顧問や関係団体との連絡調整等、県内高等学校の文化活動の発展のために行う業務であることから、学校教育活動であり、公務に該当する。

(ウ) 事務局長である教職員が行う県高文連業務を公務の遂行と認めており、その服務監督は、在籍校の学校長が行っている。

ウ 関係法令等について

(ア) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三重県条例第2号）第15条において、特別休暇について規定されており、特別休暇を取得できる場合については、規則で定めるとしている。

(イ) 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則・三重県教育委員会規則第4号）第12条第1項第30号において、上記（ア）のとおり特別休暇を取得することが可能である場合の一つとして、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合が定められている。

(ウ) 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇等の運用について（平成7年教教第220号三重県教育委員会教育長通知）において、教職員が職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務に参加する場合のすべてを特別休暇として扱う趣旨ではなく、その参加が直接公務の遂行と認められる場合は、出張又は通常の勤務として取り扱ってよいとしている。

2 判断

(1) 県高文連から当該学校施設等の使用料等を徴収していないことについて

ア 請求人は、県高文連が当該学校施設等は無償で使用していることは、行政財産の目的外使用に当たり、行政財産の目的外使用許可を行った上で、使用料及び光熱水費等を徴収すべきであると主張する。

イ 上記1の（1）のア（イ）のとおり、県高文連は、対象大会に出場する生徒に要する旅費等の経費の補助や引率教職員の旅費等の支払を行うとともに、県内高等学校等の文化活動の発展を図るため、文化部活動の成果を発表する場である部門別県内大会の企画及び運営等を行っており、上記1の（1）のウ（ウ）からは、学校教育活動のため業務を行っていると認められる。

ウ 上記イのとおり、県高文連が当該学校施設等を使用することについては、学校教育活動に係る教育財産の使用であり、請求人が主張するような行政財産の目的外使用には該当しないことから、行政財産の目的外使用許可等の手続は必要とせず、使用料を徴収する必要もないと認められる。

エ また、請求人は、使用料以外に光熱水費等についても県高文連が応分の負担をすべき旨、主張していると解されるが、上記ウのとおり県高文連が当該学校施設等を使用することは行政財産の目的外使用には該当しないと認められることから、上記1の（1）のイ（ウ）において、光熱水費等を徴収する根拠はないとしていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ 以上のことから、県高文連が当該学校施設等を使用していることについて、使用許可等の手続を取らず、当該学校長が県高文連から使用料等を徴収していないことは、違法又は不当に徴収を怠る事実にあたるとまでは認められない。

(2) 当該教職員に対して給与が支払われていることについて

ア 請求人は、当該教職員が県高文連の業務を行うことは不適切であり、当該教職員への給与等の支払は、公金の違法又は不当な支出であると主張する。

イ 上記1の（2）のアのとおり、当該教職員は、県高文連業務を行っているが、当該業務は、上記（1）のイのとおり、学校教育活動のための業務と認められる。

ウ このように、職務との関連が特に密接であると認められる団体の業務が、公務の遂行と認められる場合があることは、上記 1 の(2)のウ（ウ）の通知のように、あらかじめ想定されており、教職員が県高文連業務を行う場合に限らず、広く認められている。

エ 以上のことから、当該学校長が、通常の勤務として県高文連の業務を当該教職員に行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められない。

オ したがって、当該教職員に公務の遂行として県高文連業務を行わせていることについて、違法又は不当な事実があるとまでは認められないことから、当該教職員への給与の支払は、違法又は不当な公金の支出と認められない。

(3) 結語

以上のとおり、本件請求は、いずれも理由がないから、前記第 1 監査の結論のとおり決定する。

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 ふじた農産	いなべ市	いなべ市藤原町日内上組之下 1203 ほか 1 筆
三重県東員町山田 農事組合法人	員弁郡東員町	員弁郡東員町六把野新田村北西 812-13 ほか 4 筆
希米神 株式会社	鈴鹿市	鈴鹿市野村町起 557-1 ほか 52 筆
喜多 義幸	津市	津市栗真小川町西浦 214-1 ほか 7 筆
農事組合法人 南家城営農組合	津市	津市白山町南家城北澤 2332 ほか 6 筆
長門 善春	津市	津市新家町長持古里 2068-1
株式会社 田中ファーミング	津市	津市一志町八太谷口 2186
田中 弘樹	津市	津市木造町坂口 791 ほか 14 筆
中村 公一	南牟婁郡御浜町	南牟婁郡御浜町下市木船付 5171

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 5 年 4 月 28 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

雲出川土地改良区連合（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）

退任理事

松阪市曾原町 1892-30

伊 藤 正 利

津市一志町八太 1646-1

守 山 孝 之

〃 白山町南家城 1538-1

岩 崎 芳 和

〃 一志町石橋 255

松 田 正 美

〃 〃 井生 1385

中 山 和 裕

退任監事

津市戸木町 1821

小 田 孝 義

松阪市中道町 65-1

伊 藤 博

津市一志町高野 1153-2

田 中 竹 次

就任理事

津市高茶屋 4 丁目 38-20

佐 藤 研 一

松阪市曾原町 1892-30

伊 藤 正 利

津市一志町八太 1646-1

守 山 孝 之

〃 白山町南家城 1538-1

岩 崎 芳 和

〃 一志町石橋 255

松 田 正 美

〃 〃 井生 1353-3

中 山 幸 則

就任監事

津市新家町 1650

薄 井 俊 信

松阪市甚目町 518

山 際 薫

津市一志町高野 1153-2

田 中 竹 次

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

中の山土地改良区（亀山市太森町 356）

退任理事

亀山市太森町 808-2

〃 〃 1366

〃 〃 828-3

〃 〃 1316

〃 〃 1297

〃 〃 775-1

〃 〃 356

〃 〃 170

〃 〃 355

〃 〃 379

〃 〃 254

〃 椿世町 173

〃 辺法寺町 1004-2

内 藤 儀 秀

加 藤 広 則

一 見 守 一

一 見 行 雄

磯 田 典 男

小 林 富 世

宮 崎 直 紀

笠 井 勝

宮 崎 哲 二

宮 崎 博 吉

伴 照 夫

高 嶋 浩 史

伊 達 光 永

退任監事

亀山市辺法寺町 1041-15

〃 椿世町 101-1

後 藤 裕 之

安 藤 利 幸

就任理事

亀山市太森町 356

〃 〃 1316

〃 〃 828-3

〃 〃 808-2

〃 〃 1297

〃 〃 1366

〃 〃 254

〃 〃 170

〃 〃 355

〃 〃 379

〃 辺法寺町 1041-15

〃 〃 1004-2

〃 みずほ台 1-185

宮 崎 直 紀

一 見 行 雄

一 見 守 一

内 藤 儀 秀

磯 田 典 男

加 藤 広 則

伴 照 夫

笠 井 勝

宮 崎 哲 二

宮 崎 博 吉

後 藤 裕 之

伊 達 光 永

高 嶋 正 昭

就任監事

亀山市椿世町 56-2

〃 山下町 7

安 藤 肇

櫻 木 光 仁

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、東大淀土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年5月1日から同月31日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕1丁目7番29号）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、次の基本測量が令和5年3月31日に終了した旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和5年4月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
基本測量（電子基準点測量）
- 2 作業地域
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、多気郡大台町、度会郡度会町、同郡大紀町、同郡南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月31日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和5年4月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3D都市モデル作成）
- 2 作業地域
四日市市全域

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月24日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和5年4月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤地図作成）
- 2 作業地域
松阪市飯高町下滝野、同市飯高町宮前、同市飯高町赤桶、同市飯高町田引、同市飯高町栗野、同市飯高町富永、同市飯高町七日市、同市飯高町森、同市飯高町月出、同市飯高町波瀬、同市飯高町太良木、同市飯高町舟戸及び同市飯高町木梶

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年3月24日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和5年4月28日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（空中写真測量）
- 2 作業地域
松阪市飯高町宮前、同市飯高町野々口、同市飯高町作滝、同市飯高町赤桶、同市飯高町下滝野、同市飯高町田引、同市飯高町栗野、同市飯高町富永、同市飯高町七日市、同市飯高町宮本、同市飯高町森、同市飯高町青田、同市飯高町乙栗子、同市飯高町加波、同市飯高町月出、同市飯高町桑原、同市飯高町波瀬、多気郡多気町波多瀬、同町片野、同町上出江、同町下出江、同町丹生、同町古江、同町車川、同町色太、同町朝柄及び同町土屋

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 5 年 3 月 24 日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（空中写真測量）

2 作業地域

多気郡多気町津留、同町牧、同町上牧、同町鋤形、同町井内林、同町佐伯中、同町三疋田、同町五桂、同町油夫、同町四神田、同町五佐奈、同町西山、同町仁田、同町平谷、同町神坂、同町前村、同町長谷、同町外城田、同町相可、多気郡明和町池村、同町有爾中、同町岩内及び同町上村

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 4 月 19 日	度会郡玉城町佐田字上町浦 1364-1 ほか 2 筆	伊勢市曾祢 2 丁目 2-9 有限会社橋本建設 代表取締役 橋本 清
令和 5 年 4 月 19 日	亀山市川崎町字貢 4684-1 ほか 1 筆	四日市市鶴の森 2 丁目 2-12 Urban Forest Park 701 号 福栄産業 代表者 樋尾 重樹

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 5 年 4 月 28 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 特定役務の名称 令和 5 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」新聞折込業務委託（単価契約）
- 担 当 部 局 三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部広聴広報課
- 落 札 者 決 定 日 令和 5 年 3 月 16 日
- 落 札 者 三重県津市あかつ台 1 丁目 1-2
株式会社朝日オリコミ名古屋三重営業所 所長 松浦 吉直
- 落 札 金 額 入札価格 36,558,817 円
契約金額 40,214,698 円
- 決 定 手 続 一般競争入札
- 入 札 公 告 日 令和 5 年 1 月 24 日

発行 三 重 県

三重県津市栄町 1 丁目 891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>